

札幌市消防局航空隊所属アグスタ式AW139型JA17ARの
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和3年1月21日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和2年2月16日、石狩場外離着陸場西側において札幌市消防局航空隊所属アグスタ式AW139型JA17ARが機体の外に装着した物件が意図せず落下した航空重大インシデントについて、令和2年2月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、今後、これまでの調査で得られた情報を基に、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う必要がある。したがって、本件調査については、本重大インシデントが発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、本件航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、運輸安全委員会により航空事故等の防止に寄与することを目的として行われているものであり、本事案の責任を問うために行われているものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 航空重大インシデントの概要

札幌市消防局航空隊所属アグスタ式AW139型JA17ARは、令和2年2月16日、石狩場外離着陸場を救助現場と見立てて訓練を行った際、ホイスト装置につり下げたおもりを落下した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則の一部を改正する省令（令2国土交通省令88）による改正前の航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第15号の「機体の外に装着した物件が意図せず落下した」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和2年2月17日、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、ホイスト装置の機能の調査、おもりの調査等を実施した。これまでに航空部会審議において調査報告書の前案作成を行い、原因関係者からの意見聴取を行った。

本調査には、重大インシデント機の設計国であるイタリア共和国の代表及び顧問並びに製造国であるアメリカ合衆国の代表が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

当該機は、石狩場外離着陸場を救助現場と見立てて訓練を行うため、同場外を離陸し国有林のある西側から進入していた際、15時54分ごろホイスト装置の振れ止めのために装着したおもりを誤って国有林に落下した。



(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

本事案発生時間帯は南南東の風1.8 m/s、気温-2.4℃であった。

4. 今後の調査

運輸安全委員会は、調査参加国への意見照会を行う。